証券コード 2743 平成21年3月12日

株主各位

東京都千代田区神田神保町二丁目2番地 ハイブリッド・サービス株式会社 代表取締役社長 鳴 海 輝 正

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますすご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日** 時 平成21年3月27日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号 ホテルグランドパレス 4階 ゴールデンルーム
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第23期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第23期 (平成20年1月1日から平成20年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 本株主総会招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.hbd.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成20年1月1日から) 平成20年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、外需や設備投資を牽引役として緩やかな伸びを示していたものの、9月の米大手投資銀行破綻をきっかけに、金融市場の混乱や為替が円高に振れたことなどが実体経済へ大きな下押し圧力となり、調整の度合いを強めてきました。

このような環境のなか、当社グループの主力事業が属するオフィス用品業界のマーキングサプライ品(プリンタ印字廻りの消耗品)市場におきましては、年前半こそオフィスでのプリンタの使用が堅調で底堅く推移し、消耗品でありますトナーカートリッジの販売も堅調に推移しました。しかしながら、年央からは景況感の悪化を受けて、エンドユーザーの節約志向が高まり、10月以降マーキングサプライ品の販売状況は低調に推移しました。

また、当社グループを取り巻く経営環境は、市場全体が拡大局面から成熟局面を迎え、さらに景況感の悪化からくる需要の減少により、価格競争は避けられず、結果として卸売業者の利益率の低下が避けられませんでした。

このような状況のもと、当社グループは、調達から販売に至るまでの従来の方針や業務プロセスを最適化することにより、収益性の向上、強固な管理体制の構築、コスト削減を推進してまいりました。

海外では、平成20年5月、連結子会社である海伯力国際貿易(上海)有限公司が、品質マネジメント及び環境マネジメントシステムのISO認証を取得し、国際基準に基づく業務レベルの向上や環境に配慮した企業活動を積極的に行い、顧客への信頼向上を図ってまいりました。

しかしながら、景気悪化の影響を受け、当社グループの主力商品であるマーキングサプライ品の売上が伸び悩んだこと等により、前連結会計年度における当社グループ主要取引先の会社解散に起因する売上減少分をカバーするまでには至らず、売上高は前連結会計年度を下回ることとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高21,808百万円(前連結会計年度比9.0%減)となりました。

利益面では、売上高の減少により売上総利益が落ち込んだこと等により、営業利益は73百万円(同33.7%減)、経常利益は31百万円(同35.3%減)となりました。また、特別損失として、当社が保有する有価証券のうち時価が著しく下落しているもの等について投資有価証券評価損118百万円、当社が平成21年度上半期に予定している本社及び営業所の移転に係わる費用の発生に備え事務所移転費用引当金繰入額19百万円を計上したこと等により、当期純損失は98百万円(前連結会計年度は当期純損失96百万円)となりました。

事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

(マーキングサプライ事業)

マーキングサプライ事業では、主力商品であるトナーカートリッジやインクジェットカートリッジの売上が低迷し、商品区分別の売上高では、トナーカートリッジ13,283百万円、インクジェットカートリッジ5,137百万円、MR O853百万円、その他売上1,414百万円となりました。利益面では、リスク認識のもと営業債権に対する貸倒引当金を大幅に積み増したため営業費用が膨らみ、営業利益を押し下げることとなりました。

以上の結果、当事業における売上高は20,689百万円、営業利益は72百万円 となりました。

(その他の事業)

その他の事業では、国内ではラベリング用品の売上が順調に推移し、売上高は850百万円となりました。海外では、前連結会計年度において中国香港に新たに設立した海伯力(香港)有限公司の売上が寄与し、売上高は348百万円となりました。

以上の結果、当事業における売上高は1,199百万円、営業損失は4百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期 (当連結会計年度)
区分	(17年1月1日) (17年12月31日)	(18年1月1日) (18年12月31日)	(19年1月1日) (19年12月31日)	(20年1月1日)
売 上 高(千円)	23, 159, 471	24, 901, 670	23, 978, 045	21, 808, 714
経 常 利 益(千円)	526, 148	476, 598	48, 552	31, 393
当期純利益(千円) または純損失(△)(千円)	333, 132	347, 462	△96, 808	△98, 675
1株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	5, 145. 18	6, 369. 68	△1, 777. 76	△1,811.62
総 資 産(千円)	9, 486, 509	10, 017, 850	8, 836, 813	8, 326, 861
純 資 産(千円)	2, 169, 895	2, 259, 520	1, 979, 926	1, 643, 113
1株当たり純資産額 (円)	38, 356. 55	41, 513. 17	36, 350. 27	30, 166. 58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計 基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日) を適用しております。
 - 3. 第23期 (当連結会計年度) の状況につきましては、「1. (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 連結計算書類作成会社の財産及び損益の状況

				第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期 (当 期)
	区	分		(17年1月1日) (17年12月31日)	(18年1月1日) (18年12月31日)	(19年1月1日) (19年12月31日)	
売	上	高	(千円)	23, 067, 958	24, 354, 901	23, 094, 128	20, 673, 405
経	常利	益	(千円)	561, 467	519, 158	125, 437	15, 013
当また	期 純 利 とは純損失		(千円)	373, 159	317, 663	△100, 256	△128, 006
	当たり当期純 こは純損失((円)	5, 875. 96	5, 823. 40	△1,841.09	△2, 350. 11
総	資	産	(千円)	9, 515, 147	9, 837, 299	8, 664, 390	8, 163, 464
純	資	産	(千円)	2, 217, 411	2, 275, 838	1, 993, 453	1, 650, 277
1 杉	 お当たり純資	産額	(円)	39, 216. 83	41, 812. 97	36, 598. 62	30, 298. 11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社エフティコミュニケーションズで、同社は当社の株式27,701株 (議決権比率50.9%) を保有いたしております。当社は親会社へマーキングサプライ品等を販売しております。

② 重要な子会社の状況

名称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
海伯力国際貿易(上海)有限公司	US \$ 1,000千	100.0%	工業用消耗品販売
東京中央サトー製品販売株式会社	10,000千円	100.0%	ラベリング用品販売
株式会社コスモ	3,000千円	100.0%	倉 庫 業
海伯力(香港)有限公司	HK \$ 10千	100.0%	ファニチャー販売

(10) 対処すべき課題

わが国経済は、特に平成21年度前半にかけては厳しい環境が続くと予想されます。実際、米国経済は金融機関や家計のバランスシート調整によって停滞が長期化するとみられるため、輸出への依存度が高いわが国経済は回復への糸口をつかみにくい状況が続くと思われます。一方、わが国を含め、各国政府が景気の強い下振れを回避するため金融財政政策を打ち出してきており、年後半以降、これらの対策の効果が表れてくるにつれて、更なる景気悪化には歯止めが掛かってくると予想されます。

このような環境のなか、当社グループの主力事業が属するマーキングサプライ品市場におきましては、モノクロトナーを中心に業務系の用途での需要が市場を下支えしていくことが予想されるものの、景況感の悪化を受けて緩やかな減少が見込まれ、厳しい状況が継続するものと予想されます。

このような状況のもと、環境に配慮した新商材の販売を積極的に行い、急激な経営環境の変化に対応出来る強固な事業基盤の確立と安定した収益体質の構築に努めてまいります。

① 強固な事業基盤の確立

強固な事業基盤を確立するため、エフティコミュニケーションズグループ各社が抱える豊富なエンドユーザーの幅広いニーズを取り込み、新たな取り扱い商材の開拓、新たな顧客層の開拓に努めます。

② 安定した収益体質の構築

安定した収益体質を構築するため、環境面を意識した市場ニーズに合致した商品をいち早く市場に投入することにより収益力の向上に努めるとともに、管理コストの削減に取り組み、いかなる環境下でも利益の出る体質への早期転換を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(11) **主要な事業内容**(平成20年12月31日現在)

区	分	事 業 内 容
マーキングサ	プライ事業	トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジ等のマーキングサプライ品(プリンタ印字廻りの消耗品)を中心としたOAサプライ品の販売
その他	の事業	製品管理用ラベリング用品の販売、工業用消耗部品の販売、 その他

(12) 主要な事業所(平成20年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

彳	Ż		1	弥	所 在 地
本				社	東京都千代田区神田神保町二丁目2番地
東	京	営	業	所	東京都千代田区神田神保町二丁目2番地
神	奈	川営	業	所	神奈川県厚木市中町三丁目18番19号
札	幌	営	業	所	北海道札幌市白石区菊水九条二丁目1番10号
大	阪	営	業	所	大阪府大阪市中央区南船場三丁目6番27号

② 子会社の主要な営業所

名	称		所	在	地	
海伯力国際貿易(上	海)有限公司	(本社)	中国上海市			
東京中央サトー製品	販売株式会社	(本社)	東京都千代田	<u>X</u>		
株式会社	コスモ	(本社・	物流センター)	埼玉県八潮	市	
海伯力(香港)	有限公司	(本社)	香港			

(13) 使用人の状況 (平成20年12月31日現在)

① 企業集団の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
		101名	ı	2名増

(注) この他に、パートタイマー及び派遣社員が25名おります。

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	1名増	36.7歳	4.9年

- (注) 1. 使用人数は、親会社及び子会社への出向者(8名)を除いて記載しております。
 - 2. この他に、パートタイマー及び派遣社員が15名おります。

(14) 主要な借入先の状況 (平成20年12月31日現在)

借	入	先	借	入	金	残	高
株式会社	上三菱東京UF	J銀行			1, 2	200, 000	千円
株式会	会社みずほ	ま 銀 行			,	700, 000	
株式会	社 三 井 住 🥻	友 銀 行			(600, 000	
株式会	会社 りそな	: 銀 行			4	100,000	
株式会	社 商 工 組 合 中	央金庫			;	300, 000	

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成20年12月31日現在)

① 発行可能株式総数② 発行済株式の総数普通株式 220,000株普通株式 57,319株

③ 株主数

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株	`	A		当	社	^	の	出	資	状	況	
174	土	名	持		株	数	ζ	出	資	比	<u> </u>	率
						株					%	ó
株式会社工	フティコミュニケー	ーションズ		:	27, 70	01				50). 9	

2,141名

(注) 出資比率は自己株式(2,851株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (平成20年12月31日現在)

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況

旧商法に基づいて交付している新株予約権の状況は、次のとおりであります。

発行決議の日 (株主総会の発行決議の日)	平成17年10月6日 (平成17年3月30日)					
保有人数及び新株予約権の個数 当社取締役	2名 160個					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式					
新株予約権の目的となる株式の数	160株					
新株予約権の発行価額	無償					
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成22年3月31日					
新株予約権の行使価格	144, 743円					

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況 (平成20年12月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

	地				位		月			名	担当及び他の法人等の代表状況等
代	表	取	締	役	社	長	鳴	海	輝	正	株式会社エフティコミュニケー ションズ取締役
取			締			役	田	渕	幸	男	経営企画部長兼海外事業部長
取			締			役	武	田		淳	業務部長
取			締			役	篠	田	浩	之	営業部長
取			締			役	池	上	純	哉	管理部長
取			締			役	畔	柳		誠	株式会社エフティコミュニケー ションズ代表取締役社長、株式 会社 I Pネットサービス代表取 締役
取			締			役	小	Щ	俊	春	
常	並	助	監	3	蜇	役	渕	井	晴	信	
監			查			役	紅	林	正	徳	
監			查			役	長		文	弘	弁護士
監			查			役	棟	田	裕	幸	公認会計士

- (注) 1. 取締役畔柳誠及び取締役小山俊春の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外 取締役であります。
 - 2. 監査役長文弘及び監査役棟田裕幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外 監査役であります。
 - 3. 監査役棟田裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

永瀬則幸、森川潤、新倉敏美、芳川政宏の4名は、平成20年3月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって辞任により、それぞれ取締役を退任いたしました。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区	分	支給人員	(名)	支 給 額	(千円)
取 締 (うち社外取約	役 帝 役)		9		78, 391 (-)
監 査 (うち社外監3	役 查 役)		$\begin{pmatrix} 4 \\ 2 \end{pmatrix}$		23, 400 (6, 300)
合(うち社外役	計 員)		1 3 (2)		101, 791 (6, 300)

- (注) 1. 社外取締役2名については、報酬を支払っておりません。
 - 2. 取締役の支給人員及び支給額には、平成20年3月27日に退任した取締役4名が含まれております。
 - 3. 株主総会の決議による限度額は、取締役年額200,000千円(平成14年3月29日株主総会決議)、監査役年額40,000千円(平成14年3月29日株主総会決議)であります。
 - 4. 上記のほか、平成17年3月30日開催の第19期定時株主総会決議に基づき、下記のとおり役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をしております。 退任取締役 3名 270,896千円
 - 5. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社 と当該他の会社との関係

取締役畔柳誠氏は、株式会社エフティコミュニケーションズ、株式会社IPネットサービスの代表取締役ならびに株式会社ジャパンTSS、株式会社アイエフネットの取締役を兼務しております。なお、株式会社エフティコミュニケーションズは、当社の親会社であります。また、株式会社IPネットサービス、株式会社ジャパンTSS及び株式会社アイエフネットは、株式会社エフティコミュニケーションズの子会社であります。

取締役小山俊春氏は、株式会社エフティコミュニケーションズの執行 役員であり、株式会社ジャパンTSSの取締役を兼務しております。なお、株式会社エフティコミュニケーションズは、当社の親会社であります。また、株式会社ジャパンTSSは、株式会社エフティコミュニケーションズの子会社であります。

監査役棟田裕幸氏は、棟田公認会計士事務所代表及び株式会社BSM 代表取締役を兼務しております。当社と棟田公認会計士事務所及び株式 会社BSMに資本関係はなく、取引先ではありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役畔柳誠氏は、株式会社SBMグルメソリューションズの社外取締役を務めております。当社と株式会社SBMグルメソリューションズに資本関係はなく、取引先ではありません。

監査役棟田裕幸氏は、シーズクリエイト株式会社及びインターピア株式会社の社外監査役を務めております。当社とシーズクリエイト株式会社及びインターピア株式会社に資本関係はなく、取引先ではありません。

- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況
 - a. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏	名	出席状況及び発言状況
取締役	畔 柳 献	取締役就任(平成20年3月27日)後に開催された取締役会 13回のうち3回に出席し、上場企業の代表取締役としての 豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っておりま す。
取締役	小山俊春	取締役就任(平成20年3月27日)後に開催された取締役会 13回のうち11回に出席し、これまで培ってきた豊富な経験 と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	長 文弘	当事業年度開催の取締役会19回のうち13回に出席し、また 当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に弁護 士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	棟田裕幸	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、また 当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に公認 会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

へ. 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額

×				分	人	員	(名)	金	額	(千	円)	
社	外	取	締	役					2					50, 580	

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る報酬等の額		19,	695千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額		19,	695千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した 事項の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ・各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、 担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するととも に、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
 - ・法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規定に従いその 運用を行うものとする。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行にかかる文書その他の情報については、社内規定に 従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスク管理の責任を負うものとし、担当部門に関するリスク管理の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、毎月1回開催することとし、経営に関する重要事項を決定 するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督する。
 - ・取締役の職務分担、業務執行に係る権限ならびに指揮・報告系統については、社内規定に基づき適正かつ効率的に行うものとする。
 - ・取締役会の決議にて決定される年度予算に基づき、各取締役は、それぞれの担当部門に関する部門予算の実行状況ならびに施策の実施状況を定期的に取締役会に報告するものとする。

- ⑤ 会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適 正を確保するための体制
 - ・子会社の取締役を兼務する取締役は、当該子会社の業務の適正性を確保 する責任を負うものとする。
 - ・子会社管理の担当部門は、社内規定に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項
 - ・内部監査室は、監査役の求めまたは指示により、適宜、監査役の職務遂 行の補助を行うものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・内部監査室の人事異動については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ® 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告するものとする。
 - ・内部監査室は、監査役会に常時出席し、内部監査の結果を報告するものとする。
 - ・監査役会は、定期的または不定期に取締役及び幹部社員との業務ヒアリングを開催し、内部統制システムの構築状況及び運用状況について報告を求めることができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営方針、 経営上の重要課題ならびに監査環境の整備に関する事項等について意思 の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
 - ・監査役は、内部監査室と常に連携を図り、監査の重点項目や監査結果等 について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図る ものとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「株主利益の増進」を経営の主要課題として認識し、業績に応じて積極的に配当政策を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社の厳しい決算業績内容を受け、当事業年度の期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら前期から500円減配し、1株当たり500円とさせていただきました。これにより、年間配当金は中間配当金1株当たり500円と併せまして、1株当たり1,000円となります。

なお、次期の配当におきましては、現時点では、中間配当500円、期末配当500円で、1株当たり年間配当金1,000円を予定しております。

今後は、事業基盤の再構築を積極的に推し進めるとともに、より一層の経営効率化により業績を回復し、安定した株式配当が維持できるよう傾注してまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⁽注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他 については、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

^{2.} 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	7, 763, 960	【流動負債】	5, 546, 493
現金及び預金	2, 286, 478	支払手形及び買掛金	3, 012, 154
受取手形及び売掛金	3, 796, 265	短期借入金	900, 000
たな卸資産	1, 345, 085	1年以内返済予定長期借入金	1, 304, 329
操延税金資産	101, 404	未払法人税等	1, 620
その他	271, 017	賞 与 引 当 金	3, 924
		事務所移転費用引当金	19, 000
貸倒引当金	△36, 290	その他	305, 464
【固定資産】	562, 900	【固定負債】	1, 137, 254
(有形固定資産)	71, 452	長期借入金	1, 100, 000
建物	28, 870	退職給付引当金	28, 507
車両運搬具	2,613	そ の 他	8, 747
土地	27, 940	負 債 合 計	6, 683, 747
		純資産の部	
そ の 他	12, 028	【株主資本】	1, 764, 908
(無形固定資産)	68, 850	資 本 金	628, 733
のれん	48, 111	資 本 剰 余 金	366, 833
その他	20, 738	利 益 剰 余 金	1, 119, 068
┃ 【(投資その他の資産)	422, 597	自 己 株 式	△349, 727
投資有価証券	61, 854	【評価・換算差額等】	△121, 794
		その他有価証券評価差額金	$\triangle 11,274$
操延税金資産	191, 312	繰延ヘッジ損益	△103, 959
そ の 他	295, 323	為替換算調整勘定	△6, 561
貸 倒 引 当 金	△125, 892	純 資 産 合 計	1, 643, 113
資 産 合 計	8, 326, 861	負債・純資産合計	8, 326, 861

連結損益計算書

(平成20年1月1日から) 平成20年12月31日まで)

	科		目	金	額
売	上		高		21, 808, 714
売	上	原	価		20, 036, 473
売	上 総	利	益		1, 772, 240
販 売	費及び一	般 管 理	費		1, 699, 221
営	業	利	益		73, 019
営	業外	収	益		
	受 取	利	息	6, 024	
	受 取	配	当 金	7, 484	
	仕 入	割	引	3, 218	
	そ	Ø	他	6, 751	23, 479
営	業外	費	用		
	支 払	利	息	59, 552	
	そ	Ø	他	5, 553	65, 105
経	常	利	益		31, 393
特	別	利	益		
	固定資	産売	却 益	449	
	事 業	譲	度 益	2, 380	2, 830
特	別	損	失		
	固定資	産除	却 損	223	
	投資有	価 証 券 詢	評 価 損	118, 069	
	事務所移転	費用引当金	金繰入額	19, 000	
	そ	Ø	他	978	138, 271
税金	等調整	前当期	純 損 失		104, 047
法人	税、住民	税及び	事業税	10, 421	
法	人 税	等 調	整 額	△15, 793	△5, 372
当	期	純 損	失		98, 675

連結株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から) 平成20年12月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	628, 733	366, 833	1, 299, 446	△349, 727	1, 945, 285
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	_	△81,702	_	△81, 702
当 期 純 損 失	-	_	△98, 675	-	△98, 675
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	-	_	△180, 377	_	△180, 377
平成20年12月31日残高	628, 733	366, 833	1, 119, 068	△349, 727	1, 764, 908

	評	価 · 換	算 差 額	等	
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成19年12月31日残高	△9, 674	31, 246	13, 068	34, 641	1, 979, 926
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	_	_	_	-	△81, 702
当 期 純 損 失	_	_	_	-	△98, 675
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,599	△135, 206	△19, 630	△156, 435	△156, 435
連結会計年度中の変動額合計	△1,599	△135, 206	△19, 630	△156, 435	△336, 813
平成20年12月31日残高	△11, 274	△103, 959	△6, 561	△121, 794	1, 643, 113

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 社

海伯力国際貿易(上海)有限公司 連結子会社名

株式会社コスモ

東京中央サトー製品販売株式会社

海伯力 (香港) 有限公司

なお、株式会社コスモは、当連結会計年度において

有限会社コスモから組織変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数

1 社

持分法適用関連会社名 海伯力物流(上海)有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連

結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法

を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1 日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) につ

いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

工具器具備品 3年~15年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内に おける利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採 用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち 当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 事務所移転費用引当金

当社は、本社及び営業所の移転により発生する損失に備えるため、これに係わる固定資産除却損及び原状回復工事費用等を見積り、計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債、収益及 び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部にお ける為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって おります。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を 採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段

………通貨オプション取引

………クーポン・スワップ取引

ヘッジ対象

………外貨建金銭債務

………予定取引

……...借入金利息

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

主として半年毎に、内部規定に基づき、ヘッジの有効性の事前及び事後テストを実施し、有効性の確認を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

7. 連結計算書類は、会社法 (平成17年法律第86号)、会社法施行規則 (平成18年法務 省令第12号) 及び会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) に基づいて作成してお ります。

- 8. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更 (表示方法の変更)
 - (1) 連結損益計算書において、前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仕入割引」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「仕入割引」の金額は2,850千円であります。
 - (2) 連結損益計算書において、前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外費用の「持分法による投資損失」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「持分法による投資損失」の金額は564千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,466千円

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

杉	:式	の 種	類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
卓	通	株	式	57, 319		_		_	57, 319

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式の) 種	類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普	通	株	式	2, 851		-		_	2, 851

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準 日	効力発生日
平成20年2月15日 取 締 役 会	普通株式	54, 468	1,000	平成19年12月31日		平成20年3月28日
平成20年8月8日 取 締 役 会	普通株式	27, 234	500	平成20年		平成20年9月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効 力 発 生 日
平成21年2月9日 取 締 役 会	普通株式	27, 234	利益剰余金	500	平成20	平成20年12月31日		平成21年3月30日

5. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

発行決議の日 (株主総会の発行決議の日)	平成17年10月6日 (平成17年3月30日)
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	510株
新株予約権の残高	510個

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)

繰延税	金資産
税終	トの縄越ケ指金

税務上の繰越欠損金	144, 976	
貸倒引当金繰入超過額否認	48, 290	
事務所移転費用引当金否認	7, 733	
退職給付引当金否認	10, 802	
投資有価証券評価損否認	40, 700	
その他有価証券評価差額金	3, 985	
デリバティブ評価損益	69, 793	
その他	15, 150	
小計	341, 432	
評価性引当額	$\triangle 46,962$	
繰延税金資産合計	294, 470	
繰延税金負債		
未収還付事業税	$\triangle 1,754$	
繰延税金負債合計	△1,754	
繰延税金資産の純額	292, 716	
		-

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等をリース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	13, 105	12, 669	436
合 計	13, 105	12, 669	436

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

 一年內
 449千円

 一年超
 -千円

 合計
 449千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失

支払リース料2,703千円減価償却費相当額2,621千円

支払利息相当額 24千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については、利息法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額30,166円58銭2. 1株当たりの当期純損失1,811円62銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

当期純損失 98,675千円

普通株主に帰属しない金額-普通株式に係る当期純損失98,675千円普通株式の期中平均株式数54,468株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	7, 274, 550	【流動負債】	5, 379, 862
現金及び預金	2, 064, 742	買 掛 金	2, 860, 197
受 取 手 形	69, 252	短 期 借 入 金	900, 000
売 掛 金	3, 535, 076	1年以内返済予定長期借入金	1, 300, 000
商品	1, 297, 828	未 払 金	99, 302
前 渡 金	165, 201	未 払 費 用	14, 788
前 払 費 用	17, 940	前 受 金	65
繰延税金資産	99, 662	預 り 金	7, 963
そ の 他	60, 446	賞 与 引 当 金	3, 924
貸 倒 引 当 金	△35, 600	事務所移転費用引当金	19, 000
【固定資産】	888, 913	その他	174, 620
(有形固定資産)	62, 406	【固定負債】	1, 133, 324
建物	27, 400	長期借入金	1, 100, 000
車 両 運 搬 具	53	退職給付引当金	24, 577
工具器具備品	7, 012	その他	8, 747
土 地	27, 940	負債合計	6, 513, 186
(無形固定資産)	18, 792	純 資 産 の 部 【 株 主 資 本 】	1, 758, 866
ソフトウェア	16, 874		628, 733
電 話 加 入 権	1, 918	資 本 金	366, 833
(投資その他の資産)	807, 715		366, 833
投資有価証券	27, 298	利益剰余金	1, 113, 026
関係会社株式	626, 285	利益準備金	17, 560
出 資 金	500	その他利益剰余金	1, 095, 466
関係会社長期貸付金	98, 969	別途積立金	150, 200
破産更生債権等	135, 626	繰越利益剰余金	945, 266
長期前払費用	774	自己株式	△349, 727
敷 金 保 証 金	145, 452	【評価・換算差額等】	△108, 588
繰延税金資産	139, 313	その他有価証券評価差額金	△4, 629
投資損失引当金	△239, 913	繰延ヘッジ損益	△103, 959
貸倒引当金	$\triangle 126,591$	純 資 産 合 計	1, 650, 277
資 産 合 計	8, 163, 464	負債・純資産合計	8, 163, 464

損益計算書

(平成20年1月1日から) 平成20年12月31日まで)

	科			目		金	額
売		١	Ŀ	高			20, 673, 405
売		上	原	価			19, 170, 058
売	上	糸	総 利	益			1, 503, 346
販	売 費	及び	一般管	理 費			1, 453, 538
営		業	利	益			49, 808
営	業	g	卜 収	益			
	受		取	利	息	4, 781	
	受	取	配	当	金	15, 713	
	経	営	指 導	料収	入	4, 260	
	そ		Ø		他	7, 236	31, 992
営	業	b	サー 費	用			
	支		払	利	息	59, 347	
	そ		Ø		他	7, 440	66, 787
経		常	利	益			15, 013
特		別	利	益			
	事	業	譲	渡	益	2, 380	2, 380
特		別	損	失			
	固	定	資 産	除却	損	116	
	投	資 有	価 証	券 評 価	損	118, 069	
	投	資 損	失引当	金繰入	額	25, 407	
	事	務所移	転費用引	当金繰入	類	19, 000	162, 593
税	引	前:	当 期	純損	失		145, 199
法	人 税	、住	民 税 及	び事業	税	2, 300	
法	人	税	等 誌	圏 整	額	△19, 493	△17, 193
当	ļ	期	純	損	失		128, 006

株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から) 平成20年12月31日まで)

		•	株	•	主	資	•	本	•	·		
		資 本 剰 余 金		: 金	禾	1 益 東	1 余 4	金				
	資本金		7- 10 like	次士副人人		その他利	益剰余金	11 산페스스	自己株式	株主資本 合 計		
	~	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	資本判示金 合 計	余金 合 計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益剰 余 金	利益剰余金合計		☐ FT
平成19年12月31日残高	628, 733	366, 833	-	366, 833	17, 560	150, 200	1, 154, 974	1, 322, 734	△349, 727	1, 968, 574		
事業年度中の変動額												
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△81,702	△81,702	-	△81, 702		
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△128,006	△128, 006	-	△128, 006		
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△209, 708	△209, 708	-	△209, 708		
平成20年12月31日残高	628, 733	366, 833	-	366, 833	17, 560	150, 200	945, 266	1, 113, 026	△349, 727	1, 758, 866		

	ŧ			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成19年12月31日残高	△6, 367	31, 246	24, 879	1, 993, 453
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	=	-	-	△81, 702
当期純損失	=	-	-	△128,006
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	1, 738	△135, 206	△133, 468	△133, 468
事業年度中の変動額合計	1, 738	△135, 206	△133, 468	△343, 176
平成20年12月31日残高	△4, 629	△103, 959	△108, 588	1, 650, 277

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券………時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3年~50年

工具器具備品 3年~15年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内に おける利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採

用しております。

長期前払費用…… 均等償却

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度 の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額 に基づき計上しております。

(4) 投資損失引当金

子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能 性等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(5) 事務所移転費用引当金

本社及び営業所の移転により発生する損失に備えるため、これに係わる固定資産除却損及び原状回復工事費用等を見積り、計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- 6. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段

通貨オプション取引クーポン・スワップ取引為替予約取引金利スワップ取引へッジ対象外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として半年毎に、内部規定に基づき、ヘッジの有効性の事前及び事後テストを実施し、有効性の確認を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を 省略しております。

- 7. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
- 8. 計算書類は、会社法 (平成17年法律第86号) 、会社法施行規則 (平成18年法務省令 第12号) 及び会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) に基づいて作成しておりま す。
- 9. 会計処理方法の変更

(表示方法の変更)

- (1) 貸借対照表において、前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「未着品」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「未着品」の金額は6,270千円であります。
- (2) 貸借対照表において、前事業年度まで区分掲記しておりました流動負債の「未収入金」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「未収入金」の金額は50,825千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額

41,675千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債務

6,047千円 47,000千円 41,451千円

(損益計算書に関する注記)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 関係会社との取引高

売上高 33,592千円 営業費用 343,832千円 営業取引以外の取引高 13,809千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	2, 851	_	_	2, 851

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)

繰延税金資産

你是凡並 真压	
税務上の繰越欠損金	76, 327
貸倒引当金繰入超過額否認	48, 453
事務所移転費用引当金否認	7, 733
投資損失引当金否認	97, 644
退職給付引当金否認	10, 002
投資有価証券評価損否認	40, 700
その他有価証券評価差額金	3, 177
デリバティブ評価損益	69, 793
その他	13, 084
	366, 916
評価性引当額	△126, 187
繰延税金資産合計	240, 729
繰延税金負債	
未収還付事業税	$\triangle 1,754$
繰延税金負債合計	△1,754
繰延税金資産の純額	238, 975

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等をリース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	13, 105	12, 669	436
合 計	13, 105	12, 669	436

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

一年内	4-	49千円
一年超		一千円
合計	4	49千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失

支払リース料2,703千円減価償却費相当額2,621千円支払利息相当額24千円

- 4. 減価償却費相当額の算定方法
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

	会社等		資本金 又 は	事業の	議決権等の所有	関係	内容	あきの	取引金額		期末残高
属性	気任寺の名称	住所	出資金(千円)	内 容 又は職業	(被所有) 割合(%)	役員の 兼務等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
主(及近議過所い等要個び親決半有る株人そ者権数し会	有限会社 ウィンドブ レス	東渋	3,000	経営コ ンカント 来	_	-	コンサ ルタン ト契約	コンサル ティング 料	18, 000	_	

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ・有限会社ウィンドブレスとのコンサルタント契約に基づくもので、契約金額は、 業務内容を勘案して決定しております。
 - 3. 有限会社ウィンドブレスは、主要株主 永瀬則幸が議決権の100%を所有している会社であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額30,298円11銭2. 1株当たりの当期純損失2,350円11銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

当期純損失 128,006千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純損失128,006千円普通株式の期中平均株式数54,468株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月9日

ハイブリッド・サービス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員公認会計士 川 野 佳 範 印業務執行社員公認会計士 川 野

業務執行社員公認会計士 山 本 公 太 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイブリッド・サービス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド・サービス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月9日

ハイブリッド・サービス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員公認会計士 川 野 佳 範 印業務執行社員公認会計士 川 野

業務執行社員公認会計士 山 本 公 太 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイブリッド・サービス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

書 監 査 報 告

締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。 さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。2.監査の結果

監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大
- な事実は認められません。 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また 当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事 項は認められません
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月12日

ハイブリッド・サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 渕 井 晴 信 (印)

林 徳 監査役 紅 正 印

長 文 社外監査役 弘 (印)

社外監査役 棟 裕 幸 田 (EII)

(注) 監査役長文弘及び監査役棟田裕幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に 定める社外監査役であります。

> 以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 今後の当社の多様な事業展開に備えるため、目的事項の追加を行うものであります。(変更案第2条)
 - (2) 本社事務所を移転することに伴い、本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。 (変更案第3条)

また、この変更については、平成21年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するとともに、当該附則を削除する時期を規定するものであります。(変更案附則第3条)

(3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除(現行定款第7条)及びその他所要の変更を行うものであります。(変更案第8条、第9条、第13条)

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。(変更案附則第1条から第2条)

(4) その他、条文の削除に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

	(旅前为 は 及 入 回 力)
現行定款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。
1~3 (各号省略)	1~3 (現行どおり)
4 食料品、日用品雑貨、清涼飲料水、 衣料品 <u>家庭用電気機器</u> の販売及び 輸出入	4 食料品、日用品雑貨、清涼飲料水、 衣料品の販売及び輸出入
5 (省略)	5 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	6 電気機器、照明機器の仕入及び販売ならびに電気工事
6 インターネットを利用した上記商 品の販売	<11へ移設>
7 フランチャイズチェーンシステム による事務機器、日用品雑貨の販売 店、代理店の経営	<12へ移設>
8 コンピュータ・ソフトウェアの開発、製作及び販売	7 コンピュータ・ソフトウェアの開発、製作及び販売
9 インターネットシステムに関する コンサルタント業	<13〜移設>
<u>10</u> 金型の企画・設計、仕入及び販売	8 金型の企画・設計、仕入及び販売
<新 設>	9 肥料、飼料及びそれらの原料なら びに農畜産物の仕入及び販売
<新 設>	10 販売促進に係る事業の企画、製作、 販売及び輸出入
<6より移設>	11 インターネットを利用した上記商 品の販売
<7より移設>	12 フランチャイズチェーンシステム による事務機器、日用品雑貨の販売 店、代理店の経営
<9より移設>	<u>13</u> インターネットシステムに関する コンサルタント業
<u>11</u> 事務機消耗品のリサイクル業	<u>14</u> 事務機消耗品のリサイクル業
<u>12</u> 前各号に付帯する一切の業務	<u>15</u> 前各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都千代田区	第3条 当会社は、本店を東京都中央区に
に置く。	置く。
第2章 株式	第2章 株 式
(株券の発行)	<削 除>
第7条 当会社は、株式に係る株券を発行	
<u>する。</u>	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 <u>8</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 款

(株主名簿管理人)

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定 め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u> <u>手数料</u>は、法令又は本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規 則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 (条文省略)

(定時株主総会の基準日)

第12条 (条文省略)

(招集権者及び議長)

第13条 (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示すべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主<u>(実質株主を含む。</u> 以下同じ。) に対して提供したもの とみなすことができる。

- 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定 め、これを公告する。

案

3 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他の 株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関す る事務は、これを株主名簿管理人に 委託し、当会社においてはこれを扱 わない。

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 当会社の株式に関する取扱いは、 法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第11条 (現行どおり)

(招集権者及び議長)

第<u>12</u>条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示すべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。

<以下、条数を繰り上げる>

現 行	定	款	変 更 案
			附則
< 第	設>		第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及 び備置きその他の株券喪失登録簿に 関する事務は、株主名簿管理人に委 託し、当会社においてはこれを扱わ ない。
<	設>		第2条 前条及び本条は、平成22年1月5 日まで有効とし、同日の経過をもっ て前条及び本条を削除する。
< 第	設>		第3条 定款第3条 (本店の所在地)の 「千代田区」から「中央区」への変 更は、平成21年6月30日までに開催 される取締役会において決定する本 店移転目をもって効力を生じるもの とする。なお、本条は本店移転の効 力発生日経過後、これを削除する。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名(全員)は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当 (他の	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	
1	鳴 海 輝 正 (昭和36年2月3日生)		株式会社エフティコミュニケーションズ入社 同社取締役関西支社長 同社取締役マーケティングビジネス本部長兼東京支社長 同社取締役東日本統括本部長 同社執行役員展北統括本部長 同社執行役員経営戦略本部長 当社代表取締役社長(現任) 東京中央サトー製品販売株式 会社取締役(現任) 海伯力国際貿易(上海)有限 公司董事(現任) 株式会社エフティコミュニケーションズ取締役(現任)	株 _ _
2	田 渕 幸 男 (昭和36年11月19日生)	平成19年1月	当社入社 当社管理部長 当社経営企画部長 当社取締役経営企画部長兼海 外事業部長(現任) 海伯力国際貿易(上海)有限 公司董事(現任)	株 15
3	篠 田 浩 之 (昭和35年9月30日生)	平成15年3月 平成19年1月 平成20年3月 平成21年2月	当社入社 当社営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役営業部長兼環境事 業推進部長(現任)	株 29

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		á社における地位、担当 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
		平成15年10月	当社入社	株
4	池 上 純 哉 (昭和39年3月30日生)	平成19年1月	当社経理財務部長	
4	(昭和39年3月30日生)	平成20年1月	当社管理部長	_
		平成20年3月	当社取締役管理部長 (現任)	
		昭和62年3月	株式会社エフティコミュニ	株
			ケーションズ入社	
		平成6年9月	同社取締役	
		平成12年10月	同社取締役営業本部長	
		平成14年3月	同社代表取締役社長	
	畔 柳 誠 (昭和38年5月19日生)	平成15年10月	株式会社アイエフネット代表	
			取締役社長	
		平成19年2月	株式会社ジャパンTSS取締	
			役 (現任)	
			株式会社オービーエム城東取	
			締役	
5		平成19年6月	株式会社アイエフネット取締	_
			役 (現任)	
		平成19年12月	株式会社SBMグルメソ	
			リューションズ社外取締役	
			(現任)	
		平成20年3月	当社取締役(現任)	
		(他の法人等の	0代表状況)	
		平成17年4月	株式会社エフティコミュニ	
			ケーションズ代表取締役社長	
			兼執行役員CEO(現任)	
		平成19年2月	株式会社IPネットサービス	
			代表取締役 (現任)	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		4社における地位、担当 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
6	重 川 晴 彦 (昭和37年4月25日生)	平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年10月 (他の法人等の	株式会社エフティコミュニケーションズ入社 同社取締役総務部長 同社取締役とユーマンサポート本部長兼総務部長 同社取締役業務管理本部長 同社取締役兼執行役員管理本部長 同社取締役兼執行役員管理本部長 同社取締役技術サポート事業部長(現任) の代表状況) 株式会社ジャパンTSS代表取締役(現任)	株 —
7	小 山 俊 春 (昭和39年4月28日生)	平成18年4月 平成19年2月 平成19年12月	株式会社エフティコミュニケーションズ入社 同社技術統括本部長 同社事業執行役員技術サポート本部長 同社技術サポート事業部長 株式会社ジャパンTSS取締役(現任) 株式会社エフティコミュニケーションズ経営戦略本部副本部長 当社取締役(現任) 株式会社エフティコミュニケーションズ執行役員経営企 画部長(現任)	株 —

- (注) 1. 取締役候補者畔柳誠氏は、当社の親会社であり特定関係事業者である株式会社 エフティコミュニケーションズの代表取締役社長であり、当社は同社との間に 商品販売などの取引があります。
 - 2. 取締役候補者重川晴彦氏は、当社の特定関係事業者である株式会社ジャパンT SSの代表取締役であり、当社は同社との間に工事外注などの取引があります。
 - 3. 取締役候補者畔柳誠、重川晴彦の両氏以外の各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

- 4. 畔柳誠、重川晴彦及び小山俊春の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 候補者畔柳誠氏は、当社の親会社であり特定関係事業者である株式会社エフティコミュニケーションズの代表取締役社長であり、親会社の立場から、企業経営に関する経験と高い見識を当社の経営に反映していただくことが当社経営に資するものと判断されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社 IPネットサービスの代表取締役、株式会社ジャパンTSS及び株式会社アイエフネットの取締役であり、また、過去5年間の間に当社の特定関係事業者である株式会社オービーエム城東の取締役であったことがあります。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもちまして1年となります。
 - (2) 候補者重川晴彦氏は、当社の親会社であり特定関係事業者である株式会社エフティコミュニケーションズの取締役であり、その地位及び担当は略歴欄に記載のとおりであります。同氏は、親会社の立場から、企業経営に関する経験と高い見識を当社の経営に反映していただくことが当社経営に資するものと判断されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社ジャパンTSSの代表取締役であります。
 - (3) 候補者小山俊春氏は、当社の親会社であり特定関係事業者である株式会社エフティコミュニケーションズの執行役員であり、これまで培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に助言をいただくことで当社の経営体制がさらに強化できると判断されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社ジャパンTSSの取締役であります。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもちまして1年となります。

6. 責任限定契約について

畔柳誠、重川晴彦及び小山俊春の各氏は、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 渕井晴信氏、長文弘氏及び棟田裕幸氏の3名は任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		4社における地位、担当 法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	渕 井 晴 信 (昭和35年8月1日生)	平成12年7月 平成13年3月 平成14年4月	大阪プラント販売株式会社 (現ハイブリッド・サービス 株式会社)入社 当社監査役 当社入社 当社営業部長 当社業務部商品管理グループ 長 当社監査役(常勤)(現任)	株 200
2	櫻 井 紀 昌 (昭和34年10月20日生)	昭和57年4月 平成3年12月 平成20年10月	桜井税務会計事務所入所 税理士登録 櫻井紀昌税理士事務所開業 朝日税理士法人 合併により 入所 同法人代表社員(現 任)	株
3	山本 博之 (昭和41年1月28日生)	昭和63年8月 平成17年4月 平成17年11月 平成20年10月	株式会社エフティコミュニケーションズ入社 同社財務管理部長 株式会社フレクソル取締役 株式会社エフティコミュニケーションズ管理部長(現 任)	株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 櫻井紀昌、山本博之の両氏は、社外監査役候補者であります。

- 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 候補者櫻井紀昌氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を生かし社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、同氏は、株式会社サンユー及び株式会社アルファプラスの非常勤監査役であり、両社と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - (2) 候補者山本博之氏は、当社の親会社であり特定関係事業者である株式会社エフティコミュニケーションズの幹部社員であり、これまで培ってきた豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に株式会社フレクソルの取締役として会社経営に関与された経験があり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

4. 責任限定契約について

櫻井紀昌及び山本博之の両氏は、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の 規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する 額のいずれか高い額としております。

以上